

競技実施要項（個人競技）

1. 競技規則

適用する競技規則は、令和6年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（（公財）日本パラスポーツ協会制定）及び別に定める競技別実施要領による。

2. 競技運営

- (1) 肢体不自由者部門・視覚障害者部門・聴覚障害者部門・知的障害者部門・内部障害者部門・精神障害者部門に分け、各障害別の種目で競技を行う。
- (2) 予選競技は行わない。
- (3) 出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害区分の選手又は他の年齢区分の選手が同時に競技を行うことがある。この場合、順位の決定及び表彰は障害区分及び年齢区分別に行う。
- (4) 招集

| 競技名 | 招集時刻 |
|-----------|--------------|
| 陸上 | 競技開始40分～30分前 |
| 水泳 | 〃 30分～15分前 |
| アーチェリー | 〃 10分前 |
| 卓球 | 〃 10分前 |
| フライングディスク | 〃 20分～10分前 |
| ボウリング | 〃 10分前 |
| ボッチャ | 〃 10分前 |

※招集に遅れた者は原則として出場を認めない。

- (5) 実施態度は、主催者が競技運営主管団体と協議の上、決定する。
- (6) 競技に対する抗議については、競技規則に定めるところによる。なお、出場選手の資格及び障害区分並びに競技の組合せに対して抗議することはできない。

3. 番号布（ゼッケン）

個人競技に出場する選手は、競技用の服装に必ず番号布を付けるものとする。ただし、水泳に出場する選手は、ゼッケンカードをもって番号布に代える。

番号布の布地の色

| | | | |
|----------|---|---------|----|
| ア 肢体不自由者 | 白 | エ 知的障害者 | 桃 |
| イ 視覚障害者 | 緑 | オ 内部障害者 | 水色 |
| ウ 聴覚障害者 | 黄 | カ 精神障害者 | 薄茶 |

4. その他

この要項に定めるもののほか、競技運営上必要な事項は、各競技ごとに競技運営主管団体と協議の上、競技別実施要領に定める。